

5 被 保 険 者

(1) 第1号被保険者

年齢65歳以上の練馬区民である。

日常生活において介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料を保険者である練馬区に対して直接納める。平成25年3月31日現在(住所地特例者を含め)145,923人である。

第1号被保険者数

(単位：人)

年 年齢	21	22	23	24	25
第1号被保険者数 (各年3月31日現在)	134,577	137,093	137,915	140,859	145,923
総人口 (各年4月1日現在)	704,590	707,319	708,488	708,500	709,609
比率	19.1%	19.4%	19.5%	19.9%	20.6%

第1号被保険者数：年齢別

各年3月31日現在 (単位：人)

年 年齢	21	22	23	24	25
65～69	38,706	38,343	36,093	35,561	37,658
70～74	34,401	34,041	33,976	34,520	34,707
75～79	28,203	29,212	30,357	31,039	31,411
80～84	18,593	19,726	20,569	21,632	22,762
85～89	9,550	10,244	10,926	11,716	12,669
90～94	3,767	4,054	4,453	4,793	5,089
95～99	1,172	1,275	1,301	1,332	1,362
100～	185	198	240	266	265
合 計	134,577	137,093	137,915	140,859	145,923

第1号被保険者の資格の取得・喪失の内訳

(単位：人)

年 年齢	年度	20	21	22	23	24
取 得	65歳到達	8,521	7,005	5,737	7,905	10,249
	転入	1,273	1,302	1,364	1,372	1,423
	その他	218	233	254	239	291
	増計	10,012	8,540	7,355	9,516	11,963
喪 失	死亡	4,137	4,043	4,450	4,605	4,794
	転出	1,785	1,783	1,868	1,777	1,885
	その他	194	198	215	190	220
	減計	6,116	6,024	6,533	6,572	6,899

※ その他…転入・転出届以外で住民登録を作成・抹消した人等

(2) 第2号被保険者

年齢 40 歳から 64 歳までの医療保険に加入している練馬区民である。

加齢が原因とされる特定の病気（指定された 16 疾病）により介護が必要となった場合、認定を受ければ介護保険サービスが利用できる。

介護保険料は医療保険料の一部として納め、保険者である練馬区に対して直接納めることはない。

(3) 特例被保険者

原則として練馬区に住所を有する人が練馬区の被保険者となるが、制度上、以下の特例が設けられている。

① 住所地特例者

被保険者が、他区市町村の住所地特例対象施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、変更先の区市町村の被保険者ではなく、元の住所地（練馬区）の被保険者となる。平成 18 年度から介護保険施設以外に、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設が対象となっている。

② 他住所地特例者

①の住所地特例被保険者の逆の場合であり、練馬区内の住所地特例対象施設に入所して、他区市町村から練馬区に住所を変更した場合には、元の住所地（他区市町村）の被保険者となる。

③ 適用除外施設入所者

障害者自立支援法の指定障害者支援施設に入所している場合と、その他の適用除外施設に入所、入院している場合は、介護保険の被保険者とはならない。

住所地特例者数：再掲

各年 3 月 31 日現在（単位：人）

年	21	22	23	24	25
区分					
住所地特例者	732	802	837	876	893
他住所地特例者	209	234	277	287	322
適用除外施設入所者	27	64	96	147	40